



令和4年3月17日

根本正顕彰会会報 第99号

発行者 根本正顕彰会

「踏まれても根強く忍べ路芝のやがて花咲く春をこそ待て」

目次

- 1 巻頭言
「2021年度の回顧・そして新年度に向けて」 会長 増子輝雄 1頁
- 2 第2回公開講座
「根本正と『回顧八十一年』」報告 (附資料) 2頁
- 3 根本正の生き方に学ぶ(附資料) 県会議員 遠藤 実氏 18頁
- 4 作成資料紹介「根本正の教育思想とその実現」
元会員 齋藤郁子氏 30頁
- 5 ばら野学園「小中一貫教育発表会」が開催されました 34頁
- <編集後記> 36頁

【お知らせ】

新年度総会・公開講演会のお知らせ

1 総会 令和4年5月15日(日) 13:30 ~ 16:00

会場 那珂市中央公民館 講座室

公開講演会(総会終了後) 演題「根本正と夫人徳子を結ぶもの」

講師 水戸・歴史に学ぶ会代表 齋藤郁子氏

2 『会報』第100号への原稿募集について(新年度7月発行)

テーマ・文字数等の制限はなく、自由です。奮って投稿下さいますようお願いいたします。(6月末日〆切、連絡先090-8038-2087:仲田)

2021年度の回顧・そして新年度に向けて

根本 正顕彰会

会長 増子輝雄

2021年度が間もなく幕を閉じ新年度を迎える。年度の切替えにあたって何点か取上げてみたい。一つはすでに過ぎてしまったが昨年12月8日は、あの痛ましい日米開戦から80年の節目の年であった。昭和16年12月8日午前6時大本営陸・海軍部は「本日未明西太平洋において、米英軍と戦闘状態に入れり」と発表し太平洋戦争が始まった。

そして、昭和20年8月15日の終戦まで日本人だけで310万人もの犠牲者をだした。なぜこの無謀な戦争に突き進んだのか、過ちを繰り返さないよう歴史に学び、教訓としてかみしめたい。全国民がしっかりと平和の維持に努めなければならないと思う。

次に今年度も新型コロナウイルスの感染に翻弄された1年だった。昨年から新規感染者は拡大と減少をくり返し秋以降は急速に減少した。ところが全国民が期待した方向に反し、今年に入ってから新たな変異株も急速な広がりを見せており大変なことになってしまった。この先どうなるのか懸念が消えていない。3回目のワクチン接種に期待するとともに、医療体制の強化などの対策を着実に進めることが強く望まれるところである。

次に毎年度のことであるが今年の暮れに、令和4年度の政府予算（案）が発表された。これから年度内の成立をめざしてすでに国会で審議されているところであるが、特に新型コロナウイルス対策に関する経費、そして著しい高齢化の進行で医療・介護・年金費用の大幅なふくらみ、さらに借金返済の負担も重くなり10年連続で過去最大の伸びを続けている。全体の予算総額では107兆5964億円となっており、部門別では社会保障費が最も多く36兆2735億円で全体の3分の1を超えている。

超高齢化は増加の一途をたどっており、前にも取上げたように少子化対策とあわせて財源負担の大きな課題として取り組まなければならないと思う。

また、参考までに令和2年の国勢調査の確定値が昨年暮れに発表され、茨城県の県人口に占める65歳以上の高齢者の割合は29.9%と報告されている。現時点では確実に30%を超えていると思われる。

さて、間もなく新しい年度が始まりますが、増え続けるコロナ感染の早急な鎮静化に期待を寄せ、さらに多くの課題にしっかりと取り組まれることを強く望みたいと思う。

令和3年度根本正顕彰会第2回公開講座（報告）

日時 令和4年2月20日（日） 13:30~16:00

会場 那珂市中央公民館 講座室

講師 副会長 山田正巳氏

演題 「根本正と『回顧八十一年』」



挨拶する増子輝雄会長



講演する山田正巳副会長



熱弁をふるう山田副会長



メモを取りながらの熱心な聴講者たち



受付



質問者も熱が入りました

<内 容>

- 1 今回の講座資料である『回顧八十一年』は、昭和6年10月25日、銀座教会の東京禁酒会例会における根本正の講演録であり、根本正研究の基礎資料である。しかし、全文をじっくりと通読したことは、初めてではなかろうか。その意味では、大変貴重な機会であった。
- 2 単なる通読ではなく、根本正になりきって語る山田副会長の朗読であったところに特色もあった。講師の意気込みが感じられた。

3 質問や意見交換

- ① 根本正は何故にキリスト教徒になったのであろうか。
それまでの根本家の宗教は何であったのか、神道や仏教、儒学の教えもあったであろうが。キリスト教の何に、どこに魅力を感じ取ったのであろうか。
日本の縦社会から横社会：平等感に感じ入り、各人の発奮を促す社会の実現を期待したのであり、人間は、「神の下に平等である」との考えは、根本正にとっては衝撃的なことではなかったか。
- ② アメリカの裏面、酒・煙草に溺れて乱れる青少年や大人の社会を見たことが、純粋な根本正の心を動かしたのではないか。日本をこのようにさせてはならないとの愛国心、愛郷心も窺われる。
- ③ 根本正の生涯の中で、様々な出会いがあったが、その出会いとスパークする力。ここから新たなる力が湧き出てくることを実感する。キリスト教との出会いもその一つであろう。
- ④ 根本正は、禁酒禁煙について未成年者を対象としたようであるが、全体を見てみると最終的には禁酒・禁煙国家や世界の実現を本当に考えていたようである。しかし、その実現性への信頼度はどの程度であったのか。キリスト教の世界でも、アルコール類は絶えていない。
- ⑤ 酒が人間を破滅させる実態も存在することは確かである。酒が悪なのか、中毒になる本人が悪いのか、法律が悪いのか、だれが責任を持つのであろうか。
- ⑥ 根本正の生涯を通して学ぶことは多い。根本正自身のすばらしさはこれまでいろいろ称えられてきた。では、根本正はなぜあのような人物になっていったのであろうか。
根本正を生み出した根本家およびその周辺にも思いを致すことも重要ではないか。その意味で、幼少期の根本正にも思いを致したい。
同時に、人物に学ぶ場合は、本人そのものだけでなく、それを生み出した歴史を訪ねることも重要である。「親を見たい」「その前の親を見たい」「そのまた前の親を見てみたい」……と。
「子を育てる」の意味をよくよく考える必要がある。「胎教」の意味を、母親の胎内の間

だけでなく、長い歴史的スパンで考えるとともに、そこにはまたさまざまな要素が含まれていることも考えたい。「子育て」の重要な使命を、もう一度見つめなおしたいものである。

※ 那珂市の教育方針とし、具体的な人物を通して児童生徒個々の生き方を確立させようとしています。その糧として、那珂市が生んだ「根本正先生」を当てています。根本正先生を学びながら、自己の確立に励んである児童生徒の成長を応援したいものです。

※ 世界中がコロナ禍に翻弄される混迷の中にあって、押してご参加くださった会員・会員外の20名のみなさまに厚くお礼申し上げます。

「回顧八十一年」

"EIGHTY YEAR'S SURVEY" (Education and Temperance)

By Sho Nemoto



佐竹作太郎君の遺稿を、
堀田先生より御紹介を頂いて恐縮であります。

只今、堀田先生より御鄭重なる御紹介を頂いて恐縮であります。この教会にあがりまして、第一に私が感激且つ感謝することは、ちやんときまりの七時半といふ時間、その五分前に、この教会の鐘が鳴ったことであります。そして今、鐘の音を聞いて、この鐘は普通の鐘ではない

鐘の響きが・・・・我々に限りなき命を與ふる

ところの一つの音で、これを軽々しく伺つてはならんといふ感じを起しました。そしてこの鐘の音は、単に銀座地方、又この教会へおいでになる諸君のお耳にだけ達するばかりでなく、日本全国にも響くのであるといふことを思つて、私は心に一種の感激を抱いた次第であります。

またこの鐘を伺ふと、佐竹作太郎君のお孫さんのことを思ふのでありますが、佐竹作太郎君は、実に恭謙のお方であつて大いに社会の爲めに、真面目に尽くした人です。この佐竹作太郎君が、電燈会社の社長をして居た時分には、五十円払込の株が七十五円以上もして居た、今日は僅かに三十円内外といふことで、その辺を考へても同君の手腕力量のほどがはかられます。又佐竹君は、自分で使ふところのものは、ごく質素儉約しながら、しかし出すべきところにはよく出した、電燈会社々社長時代、日本で最初に、自動車に乗つたことは今でも有名であります。その自動車の走る音が今日の様なブウブウでなく、如何にも氣持のよい音楽を聞くやうな音であつたのを、私は近所に住んで居つて、よく今でも覚えてゐます。

約三十年も前のこと、我々の同僚の一人が金の入用に迫られたことがあつて、同僚の者が集つて、佐竹君の所へ金を借りに行くことになりました。その時、選ばれたのが千葉県選出の有名なる代議士板倉中君、これは弁護士でなかなか立流な方今も尚壯健であるが、この方と私と二人が、金を借りに行く委員に選ばれた。まことにどうもよい御使ひではないけれどもとに角我々二人は、有楽町社宅へ行つて『佐竹さん、かういふ事で金があるが五百円だけ貸してやつて下さい』と依頼しました。すると佐竹君は『御苦労さまです。貴方がたが代表して来られたのであるから、私も大いに考へませう。それで私が三百円をさし上げますからあとの二百円は、御兩人で御出しなさい。』といふことで——どうもうまいやり方で——すぐ、その場で経済的に、また道理的に五百円のを三百円に減らして実行されたことがあります。私共二人が二百円を出したか、出さなかつたかは覚えてゐませんが、とに角佐竹君のことと言へばこのことを思ひ出します。

今日この教会にあがつて佐竹君のお孫さん勇太郎君の記念の鐘の音をうかゞつて、私は今更ながら神様に感謝し、佐竹君やそのお子さん、お孫さんのことを思ひ出した次第であります。

又今日、この教会へあがつて、も一つ私が感謝することは、この教会には、たゞ今司会をなさつて下さつた掘田さんなどが御尽力の、東京禁酒會の事務所があり、教会員御一同が熱心に運動して居られることであります。

今より四十余年前、明治二十三年即ち

帝国議會の開かれた年から東京禁酒會が発會

されて、安藤太郎先生がこの教会に事務所を設けてこれを支配なさつた。実にこの教會を通じて禁酒の事業が日本全国に広まつたのであつて、このことは日本の禁酒運動にとつて、実に偉大なる力であつた。而してこれは決して他の教会にはない、この教会のほこるべき歴史であります。

いま一つ、この教会には福音英語夜学校があります。英語といふものは、今や世界の共通語で、是非何人もその心得がなくてはならん、この教会ばかりでなく何処の教会にも、英語の学校があつたら良からうと私は思ふのであります。どうしても世界の進歩発展、罪惡を除いて良いことを我々国民に植え付けて、本当の文明開化にするには、英語を通じてゞなければならんといふことを私は信ずるのであります。この福音英語夜学校を通じて立派になつた人が沢山ある、大貫龍城などゝいふ人は、この学校だけで海軍大佐になりました。

私は、矢張り日曜学校へ参つて英語を学びましたが、或時、バイブルクラスへ行つて先生から大変よい事を教わりました。その先生はまことに良い先生で Miss Althea Bridges といふ英語の堪詰な方でありました。それは Let you light so shine before

men, that they may see your good works and glorify your father which is in heaven (Math 5_16) これは日本の言葉に訳するなれば、どうもこれ程に意味が出て来ないので、『人の前に汝等の光を輝かせ、さすれば人に汝等の良き行を見せしめ、天にある父を栄光にする』といふのであります。どうしても国民の光といふものを輝かせる、さうしてその光を見せる、その光によつて、汝等は世の光となれ、萬民の前に良い仕事をせんければならん。さうしたならば天の神様は喜ばれる、かういふ風のことを英語で教はつたことを、今尚忘れません。そしていつも感謝して居るのであります。

日清、日露の両戦争の時の平和條約は、大部分英語でありましたが、当時はまだ日本人が英文でその條約をこしらへることが出来ない、日清戦争の時は、外務省のデニソンといふ外国人が皆こしらへて、さうして伊藤さんに渡し、又日露戦争の時も同じやり方で、小村大使がアメリカの方へ持つて行くといふ事でどうも、まだまだ日本では、本当に英語を使ふ人は多くないだろうと思ひます。新渡戸先生のやうな御方が沢山あれば至極結構であります。

今晚、こゝにあがつて、私の八十一年の思ひ出を話すに當つて、この教会に禁酒會の事務所が四十年以上も此処にある、又英語の学校もある、キリスト教を伝導する外に斯くの如く必要な事業をなさるといふことは、まことに神様が御喜びになることであらうと、深く感謝する次第であります。



根本翁の生家（茨城県那珂郡東木倉村）

さて、私の八十一年の回顧について話すやうにといふことで参りましたが、これから極く簡単に申し上げやうと思ひます。

私は茨城県水戸近在の百姓の家に生れたもので、水戸の城下より一里程北の方の那珂郡東木倉村といふところが、私の生家のあるところであります。

幼年時代即ち八十年もの昔のことです。無論学校などいふものはございません。ものを学ぶには村の坊さん、禰宜さん、御医者さん、かういふ人から学ぶ、私は私の祖父より学ぶといふやうなことでありました。今のやうな時計はありませんから、手習ひに——今日の小学校に行くやうなことを手習ひに行くと言ひましたが——その手習ひに行つて線香を立てゝ学ぶ。線香を一本立てゝ、この線香が燃えきらないうちは話をしてはならん、外見をしてはならん、といふ風に一生懸命に習う。本は御承知の通り四書、五経、史記、資治通鑑といふやうなものを読む。無論何だか訳のわからないものを読んだのであります。

さうして私は十三歳の時分に両親の手を離れて、水戸の城下へ出て、専門に学問することは出来ないで、人の家来になつたのであります。私の親の従兄弟にあたる人が非常の学者で、豊田天功先生といつて史館の総裁であつた。史館の総裁といふのは大日本史の編集をする一番上の役人です。この人は百姓からさういふ偉人になつた非凡の学者で、藤田東湖先生などより学問が出来たといふ位で、東湖先生のお父さんの幽谷先生の弟子でありました。その豊田先生のお父さんが昔は百姓、私の父も百姓、そして父は豊田先生と従兄弟であるから、私がそこへ家来になつて行つたのであります。その内に豊田先生が亡くなられたのでその息子さんの小太郎先生のお供をする。昔は、お父さんがなくなれば士族は五拾日間お墓参りをしたもので、豊田家はやはり士族であるから、小太郎先生の家来である私も一しよにお墓へ毎日行く。そして御供物をするのであります。と言つたゞけではさう苦勞もなかつた様であるが、どうしてなかなか苦勞をしたものである。何しろ当時、私は拾三歳でしたが

向ふは士族私は百姓で下僕即ちいはば家来で

家来といふものは下駄をはくことが出来ない。雨が降つても御供をする時は草鞋で歩かなくてはならん。また向ふから士族が来れば、こつちは下駄を脱いでお辞儀をしなければならん、といふやうに、非常に上下の違つた時代で、今考へると、中々苦しいことは多かつたのであります。丁度それは元治元年の子年で、王政復古より五年前のことでありました。

その頃からだんだん王政御維新といふことになるのでありますが、その頃、水戸藩は勤王派と佐幕派の二つに分れて居つて、士族の内に絶えず争ひがあつた。子年即ち王政御維新より五年前には、勤王の人々が毎日々々、二十人三十人と殺された。礫などにもなつたりしました。武田伊賀守などいふ人が、水戸で戦をして敗けて加州金澤へ行き、更に金澤から京都へ出る途中、敦賀で三四十人といふものが、みな殺されました。敦賀にその人々の墓が今でもありますが、その墓は身体だけのもので、首は残らず水戸へ持つて来て、水戸の上町、下町で晒してお仕置になりました。さういふ様な血なまぐさい事件を私は度々見ました。こんなことは今日では見られないことで、そこらは八十年も永い間生きて居つた故に、今日お話をすることも出来るのであります。

それから五年過ぎて明治元年辰の年、世は王政御維新となつた。そして徳川慶喜公が京都から江戸へ御下りになつて水戸へ謹慎といふ事になつた。さうすると今度は前と反対に、勤王派の方の勢力が盛んになつて、先の佐幕派の方が、今度は毎日々々磔になるといふやうなことになりました。

その時分私はまだ拾七歳位の時でありましたが、役人といふわけでもないが、今日でいへば雇みたやうなもので、見習で南御郡方といふ役所へ出て居つた。

一年の給料が昶拾六俵即ち二人扶持と金五兩

とです。その時分、毎日々々佐幕派の磔を見ましたが、中でも惨酷だつたのは逆磔、どういふわけで逆磔になつたかといふと、これは普通の罪悪でないといふのであつた。佐幕派即ち諸生派の隊長の市川三左衛門といふ人は、三百石から三千石になつた人で、その人が佐幕派全盛の時分、水戸公を代表されたところの松平大炊守といふ人に切腹を申し付けた。そこで今度は、君を殺したといふ罪悪でやられるのだから、最も重い刑罰の逆磔になつたので、まことに今日から考へると、惨酷のことだが、さういふことが毎日の様に行はれました。

さてかういふ物騒な時代に少青年時代を過した私が、今日こゝへあがつて、皆さんにお目にかゝることの出来たのは、実は英語の力なので、それはどういふ訳かといふことをこれから申し上げます。

慶喜公が、まだ徳川将軍であらつしやる時分に、慶喜公の弟さんに徳川民部太輔といふお方が居られましたが、この方が即ち水戸の分家であります。その御子さんは今子爵になつて居られますが、この御方が、王政御維新以前にフランスの視察に日本使節として出張されました。その時の会計をやつてゐたのが渋沢栄一君であつた。その慶喜公の弟さんが、フランスへ行つて帰つて来た時が明治元年の辰年の一寸前、御維新になるかならぬかといふ境目であつたが、その時、私は役所で、御郡奉行の服部潤次郎といふ人が、日本使節と一緒にフランスに行つて帰つて来たのにあつた。其人がマッチをすつたところが火がついた。あの木の端に火がついたので、どうも言ひ様がないほどびつくりした。もう一つは時計を出して見せられた。それがビクビク動いてゐる。木の端から火が出るし、時計といふ今まで知らないものがビクビク動いてゐるし、どうもこれほ大したものだと驚いた。その時私は気がついたのであります。これはどうもよほど伶俐の人が作つたに違ひない。そしてその伶俐な人は横文字を読む国の人達である。これは

どうしても横文字を読まなければ駄目である

と、今から六十六年前の御維新の少し前に痛切に感じた。その結果、私は英語を学びたいと思つた。英語を学びたいといつたところで、先生もろくにないが、昔長崎へオランダ語を学びに行つた人が矢張り水戸にゐる。それが二三人ある。其人々について

学んだ。しかし英語を学ぶといつたところで、一年に二人扶持金五両位の扶持をとつて居るのだから、勤めの方もやらねばならぬ。それで忙がしいために二十六文字を学ぶに二週間も三週間もかゝるといふ具合で、とても思ふ様に行かない。遂に一大決心をもつて明治四年に私は東京へ出て来ました。

それは丁度今から六十一年前のことであります。無論今の様に鉄道はない。東京へ出た翌年の明治五年に鉄道が出来た。新橋へ行つて見ると、明治大帝を初め大臣方三條、岩倉といふ方々がゐらつしやる。その方々の御風采はみな百人一首の天智天皇のやうな装束で、実に立派なものであつた。そんな時代に、私は東京に出て来て、無論第一の目的は英語を習ひたいのであつたが、何分金がない、どうかかうか都合をして、やうやく濱町の箕作秋坪の塾へ入り、更に小石川江戸川同人社の中村敬宇先生のところへまゐりました。

中村敬宇先生は御承知の通り明治元年、すでに御維新の当時に、国で我々が読んだ西国立志編といふ本、スマイルのセルフ・ヘルプ（自助伝）、あの西国立志編を翻訳された方であります。今までの四書、五経、史記、左伝などいふ支那の本は、実は文句もわからずに読んだのであるが、この西国立志編は読んでスグ意味がわかつた。読んで見ると、昔の人は、勉強をするのに夜眠くなると股へ錐を刺したとか、螢の光で本を読んだとかいふが、どうもイギリス人などは、それよりも一層、辛苦艱難をして勉強してえらくなつたことがわかりました。敬宇先生の文章が上手なのでもあらうが、とに角本の中に書いてある人物の熱心さといふものは一通りでない、全く生きてゐる。なる程、これ位勉強するなら、マッチも出来ようし、時計も出来るであらうと考へました。どうしてもこれでなくてはならぬといふところから、私は、西国立志編の翻訳者たる中村敬宇先生の許へ行つたわけであります。

中村敬宇先生はクリスチャンで、日本に於てメソヂストの説教を初めてやられた方であるが、その先生の初説教より今年丁度五十八年目にあたります。YMCAで、先生の初説教の四十年記念式を行つたことがあります。それからでももう十何年かすぎてゐる、近々六十年になると思ひます。

中村敬宇先生の門に入つたことが非常に幸福

になつた、といふのは第一に、キリスト教を信ずる様になつた、次に学問を充分することが出来た事であります。その時分、イギリス人のお雇ひ外国人が居りましたが、その人が、毎朝々々塾で学ぶ前に、一同に英語の聖書を読ませる。又お祈りをやらせた、その祈りの文は中村敬宇先生の作で、私の書いた「日々の力」といふ本の始めにも出して置きましたが、実によく出来てゐる。中村先生は英語がよく出来た上に、支那の学問の方も普通以上に出来る方で、英学と漢学の達人であるから、あのやうな立派な祈りの文が出来た、誰が読んでも、実に忠君愛国の至誠に動かされるので

あります。それを毎朝毎朝読んで聞かされた。これが即ち私の神の御恵みをいたゞく最初の動機となつたのであります。

尚こゝで中村敬宇先生の塾生当時の思ひ出について、一二話して見たいと思ひます。今の徳川貴族院議長も、その時分たしか十二歳で、やはり先生の塾へ通つて居られ、私とは所謂学友でありました。先般出した「微光八十年」といふ本にも徳川さんは「至誠一貫」といふ題字を書いて下さいました。

中村敬宇先生は、人を使はれた場合は必ずお酬ひをされる方で、私がある時、写し物をたのまれた時も、それがすむと紙に包んで五百文位もらつたことがある。何も先生の仕事を手伝つて報酬をもらふつもりはないのに、しかも五百文、今日のお金にすれば五銭位だが、当時はそんなに少い金ではない、それをくれられた事がある。そんな風な方でありました。今思つても実にえらい人で、小石川の同人社の宿舎に居る時分は、他家の庭まで先生自ら掃かれる、又塾僕に決して小言を言はれたことがない、しかして先生が日本の文明に尽された功勞といふものは、実に非常なもので、今日ならば文部大臣以上の実力なり、経歴なりを持たれた方でありました。

一例をあげると、今まであまり人から顧みられない、尊敬されないところの婦人といふものを尊敬され、そして日本の未来は婦人と子供の力に俟たねばならんといふので、婦人教育のために日本最初の高等女子師範学校を建て、先生自らその校長になられました。又幼稚園といふものも、明治十一年に先生が始めてつくられたものであります。高等女子師範学校の一番最初の先生には、藤田東湖先生の姪で、今尚八十七歳の高齢を保つて、水戸に住んでゐられる豊田美雄子さんが選ばれました。当時の先生で、今生きて居るのはたつた二人、棚橋絢子女史と今申した豊田美雄子さんとだけあります。要するに中村敬宇先生は、自分のやつたことに対し、自分一生の間に酬ひを決して求められない、限りなき命といふことに眼をつけられて、婦人の教育、子供の教育に力を注がれたのであります。



各時代の根本翁（右は米国留学時代・中央は明治25年頃の
外務省の命により中央アメリカを探検せる時代・左は代議士時代）

かゝるえらい先生のところで私はお世話になつてみた、しかし金がなければ本も買へない、従つて充分学問するといふわけにいかない、それにどうしても一度はアメリカに行かねば駄目だ。その点でも金がなければならん、そこで本を買つたりアメリカ行きの旅費をつくつたりするために働くことにしました。で、私は一先づ中村先生の許を辞し、それから

或時は車夫となり或時は巡査となりして苦学

をしました。どうしても旅費を作りたいといふ一心からでした。牛込に藤田東湖先生の息子さんが居られ、私はその長屋を借りて住んでゐました。今の勸業銀行のあるところに東京府があつた、そこへ新調の人力車を曳いて行つて検査をうけ、それから毎夜、市中を曳き歩いて旅費をつくりました。勿論昼は学校へ行つて勉強をする、仲々苦しかつたが、その内志願して巡査になりました。当時の巡査は、二十一、二歳位の者としては、何よりも簡単に早くなれる仕事で、主として鹿児島と会津の人が多かつた。麴町に屯所があつて、そこで私も試験をうけて、いよいよ巡査になりました。一ヶ月の給料は六円から十円といふのが一等巡査で、それが一番上であつた。その巡査になつてしばらく働いてみたが、併しどうもこれだけではアメリカに行くのにヒマがとれる、何とかしなければと考へてみると、丁度よいあんばいに、明治七年に外国郵便といふものが出来ました。その時分大蔵省駅遞寮には、お雇ひ外国人が七人も居つて、この人たちは総理大臣以上の月給をとつて居た。大臣は五百円位であるのに、アメリカから来てみたブライアンといふ人などは七百円、その下が三百円、二百円といふ具合でありました。

そこで外国郵便の方へ行つたならば、月給の方も今よりよいであらうし、それに第一、外国へ行くのに便利であらうといふところから、幸ひに私の国の人がある係にみたもので、その手づるで入れてもらつたのであります。この国の人といふのは、島田三郎君の友人で水戸の加藤木先生といふ方、これがやはり仲々偉い人で、越後高田の前島密先生と懇意であつた。前島先生は中村敬宇先生同様、英語のよくできる方で、明治四、五年頃馬車に乗りまわしたのは、この人位でありました。とに角その人たちのお世話で、私は外国郵便の方へ入ることになりました。

ところがこの時面白いことがありました。今度は月給もよくなつて、月に十円になつたのですが、何しろ当時の役人は仲々儀式ばつたもので、始めての日の勤めには辞令をもらふのに、どうしても燕尾服でなくてはならん、それでなくては辞令はもらへないといふのであります。けれども当時の私に燕尾服などある筈もない、それで栗田寛といふ人から借りて、それを一著に及んで出頭し、辞令をいたゞいた始末でありました。こんな様な、今思つても滑稽な様な有様で外国郵便の方へ出ることになりましたが、後に神戸に出張を命ぜられ、更に明治十年には横浜へ転任しました。

横浜にはヘボンの塾があつた、服部、石本、松村などいふ人々と、もにそのヘボンの塾にゐたこともあります。そしてそこにゐて外国人に懇意になつて、その人から紹介の手紙をもらつて、遂に米国へ出かけることになつた。その時乗つた船は、たかだか三千噸位のセヌイ・オブ・ペキン号といふのでありました。即ち

明治十年三月多年の宿望たる米国へ渡航した

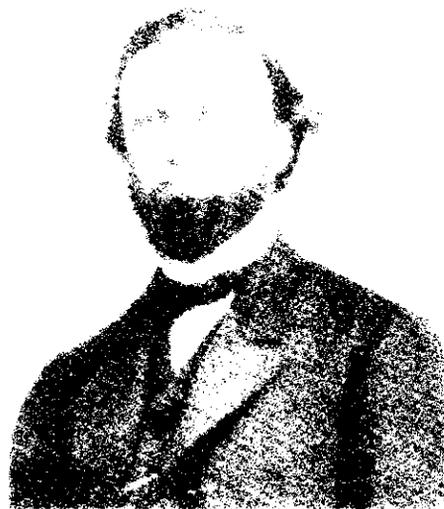
ので、その時私は二十八歳、ほとんど三十歳に近い時のことでありました。さてアメリカへ行つてからの事だが、その時分あちらでいろいろの世話をして下さつたのが、安藤太郎先生を禁酒せしめた、日本禁酒運動の大先輩である例の美山貫一先生で、実によく面倒を見て下されたのであります。それで私は、二十八、二十九歳の二年間は向ふの小学校へ入つた。とても日本で、中村敬宇先生のところに五年や六年居た位では、向ふでは英語で口をきくことも出来ない。先づ小学校へ入つて二年、根本的に始めからやりなほしました。また中学校に四年、大学校に四年、都合十年間即ち明治十二年から始まつて明治二十二年までをアメリカで勉強し、それから欧州を経て日本に歸つてまゐりました。

アメリカの小学校で学んだ時分は、朝晩は紹介先のバラストウ氏の家で働いて、昼間だけ学校へ行く。馬車の世話もすれば、庭も掃く、何もかもしました。そして小学校は九時に始まるが、行くのに十五分かゝる、多く仕事をすれば主人が喜ぶから、時間まぎはまで働いて、大急ぎで学校へかけて行くといふ有様でありました。それで小学校へ行つて、一番うまいのは水を飲むこと、この水の味はどんな御馳走を頂くよりもうまかつたことを今でも忘れません。そこに二年ばかり居つて、今度はオークランドのハプキンス中学校に入つてこゝに四年ゐたら休みの日には世話になつた人の手伝ひをしたりして、漸く中学の四年もすみました。最初、私がアメリカに行く時には、三年もやつたら歸るつもりであたが、三年や四年位ではとても、何にもわかりません。でどうしても今度は大学へ行かなければならん。大学に行くには、今までのところから三千哩も行かなければならんが、勿論知人はない。困つてみると丁度御世話になつてゐた弁護士バラストウといふ人が、ボルマントにビリングスといふ非常に艱難をして鉄道の社長になられ、又大学校へ何百萬円といふ寄附をした人があるが、そこへ手紙をつけてくれました。で私はビリングス氏のところへ出かけることになつたが、その時、ボルマントから百五十哩も向ふではあるが、是非ボストンへ行つて見たいと考へました、といふわけは、ボストンには、あの独立戦争の記念のバンカーヒルといふ塔がある。ヒルといつても小山ではない、塔であるが、その塔へ上つて、独立戦争の時分に、アメリカ人がどれだけ苦戦したかといふその実状をしので見たい、大学へ入るのはそれからにしたいと思つたのであります。さうしたならば、いくら自分が鈍くても、啓発されるところが大であらうと思つたので、旅費のないのを無理に工面をして、バンカーヒルの独立戦争の記念塔へ昇つて見たのであります。ところがその塔の上に大砲が二三挺かざつてある、その大砲は即ちイギリスと戦つて、イギ

リスの大砲があたつて壊れたところの大砲である。これは、今でも皆様がおいでになれば御覧になれますが、それを見て成程、これでアメリカは独立したのだ、この意気で行かなければととてもいかんと、今まで本で読んだのが、いまかういふ実物を見ると、一層その感激が深い、バンカーヒルのモニュメントの

破壊された大砲を見て非常な感激に打たれた

そして如何なる辛苦艱難も、アメリカが独立したところの精神をもつてやつたならば必ず出来る、といふ確信を得たのであります。この確信を得て大学へ入つたのであるが、幸ひに、恩人のビルングスといふ人が、私が必要なものを、ペンシル五銭なら五銭、十銭なら十銭と、ちやんと計算して書いてわたすと、たとへば私が二十五弗と書いてやると三十弗よこすといふ様に、必ず五弗位は余計によこすといふ風にいたわつてくれました。この人は実に立派な、文字通り辛苦艱難を経て立身した人で、そのために私にも人一倍同情して助けてくれました。



フレデリック・ビルングス (Frederick Billings)氏

またその頃暑中休暇にはサンマー・スクールといふ宗教的の学校へ参りました。これは日本にもある夏期学校と同様のもので、私はそこに毎年行つて、夏の二ヶ月を過しました。そこでやるお説教のうちではムーデーさんと言ふ人の説教が殊に良い、私は学校以外でもいろいろな演説を聞きましたが、私が聞いたうちではスコットランドのヘンリー・ドラモンド博士の説教とこのムーデーさんの説教とは実に立派なものであつたと思ひます。後にドラモンド博士の説教は翻訳して教文館で出版したこともあります。

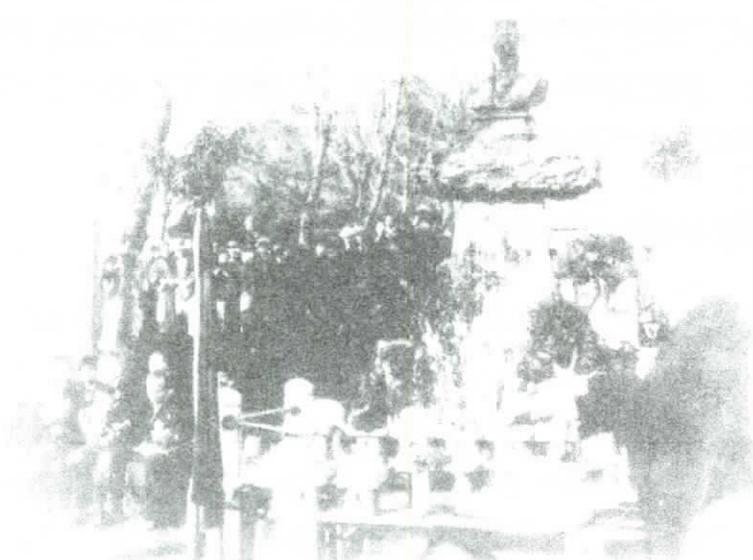
まあアメリカにゐる間には外にもいろいろのことがありましたが、私が居る時分に大統領ガーフィールドの死んだ時のことなどは、皆さんに八十年間の歴史の一つとしてお話してもよいことかと思ひます。ガーフィールドの殺されたのは、今を去ること四十六年ばかり前即ち一八八五年のことで、丁度夏のことですがピストルで射たれた

のであります。何故射たれたかといふと、彼の学友にギトーといふ弁護士があつた、その人がガーフィールドにフランスの大使にしてくれと頼んだ時、ガーフィールドは『如何にあなたが学者であつても、あなたをアメリカ合衆国を代表する大使としてやるわけにはいかん』といつて立派に断つた。実にえらい。これが本当の忠君愛国である。自分の御機嫌をとるものゝ鼻屑をするのでなく、アメリカ合衆国一億五千萬の国民のために、その学友の申出をはねつけた。それをギトーが怒つて、二三日過ぎると、ピストルでガーフィールドを射つたのであります。ガーフィールドは貧窮の家に生れ、お母さんが十一を頭に四人の子供を養つて、三度食べるものは二度、二度は一度といふ貧乏も貧乏、至つて貧乏人の子供であつた。ところがアメリカはフリー・エジユケーション、ナショナル・エジユケーション、即ち小学校は無月謝で誰でも教育を受けられる自由教育、貧乏人の子供でも立派になつて、遂に大統領にまで成つたのであると思ひます。而してその大統領になつた時に、所謂セルフイツシュでなく、公に国民のためにしなければといふので、遂に射たれて死んだのである。そして死ぬ時には、私はあやまりを以て成功するよりは正義を以て死ぬのが何より愉快だと、喜んで天国へ行きました。それを聞いて私なども、どうかガーフィールドの真似をしたいものと思ひました。こゝで特にお話したいと思ふのは、

私がアメリカにゐる間に体得した四つの処世術

についてであります。

第一は「神はかたよらず」といふ事で、これではなければ即ち私が百姓に生れたから百姓といふのでは立身出世が出来ない。第二は「受くるより与ふることは幸なり」と与ふるにはどうしたら良いか、先づ与へるものを得るために働かなければなりません。銀行へ金を入れなければ銀行から金を出すことは出来ない。人に物を与へようとするれば、働いて金をとらねばならん、即ちウオルク、働くといふことをしなければならぬのであります。第三に私が常に考へるのは「善を知つて行はざるは罪なり」といふことであります。孔子は「義を見てせざるは勇なきなり」と言つてゐますが、しかしそれだけではどうも足りない。勇だけではいけない。キリストの教へは、善を知りて行はざるは罪なりといふ徹底したものであります。即ちガーフィールドのやうな人は、如何にも貧乏の家に生れ、しかも善を知つて行はざるは罪なり、といふ言葉の実行者であると、私は思ふのであります。ガーフィールドの死は即ち私が学校以外で学んだ主なるものゝ一つであります。第四はちよつとしたことだが、プーア、メーキス、リッチ即ち「貧は富を作る」といふことです。日本人は殊に、その辺を充分注意しなければならんと思ふのであります。さてその他にも学校以外で学んだことは沢山あつたが殊に感謝することは、禁酒についてであります。



昭和6年1月水郡鉄道開設記念として翁の銅像が茨城県大子町に
建てられた。写真は自分の銅像の前で熱心なる演説をこゝろみつゝある根本翁。

其頃アメリカ四十七州中四州はすでに禁酒で私が居つたボルマント州も禁酒州でありました。宿屋でも酒を出さない。結婚式にも酒を出さないボルマント州に四年居つたのが、私の禁酒の動機となつたもので、その前にも明治十年の頃、横浜に居る時分に、松山高吉といふ人の禁酒の演説を聞いたことがあつたが、その時はそんなに大した問題ではないと考へたものであります。ところがアメリカへ行つて見ると、法律で酒を飲ませない州があるといふので、深く感激を覚えたのであります。日本でも近来、禁酒村が出来て居りますが、その村、その郡、その県、が禁酒するといふ風にだんだん大きくなつて、初めて国法となるのが順序だらうと思ひます。我が中学に居つた時分、その頃ほチャイナ、インデヤ、エンド、ジヤパン等といつて、日本は支那、印度のその次位に見られてゐた。それがだんだん出世して今では文明国の仲間に入つて、五大列強の一つとか、或は三大列強の一つとなつたといふことは、これは即ち明治大帝が、世界の文明をお入れになつたゝめで、彼の五ヶ條の御誓文には『広く會議を興し万機公論に決すべし』と仰せられてゐる。これはとりも直さず神はかたよるものにあらず、人間に差別はつけない、といふことで、五ヶ條の御誓文は初めから終りまで聖書であると信じて居ります。皆様が御承知の通り、あの五ヶ條の御誓文といふものは、高知の福岡孝悌子爵が勅命を奉じて筆をとつたのであります。一説には福井の由利公正子爵と二人で筆をとつたものとも言ひますが、この福岡子爵を出した高知は、中々我々にとつて忘れてならぬ土地であります。即ち王政維新の七ヶ年以前に、フルベツキといふ宣教師しかも学者で思想家であるその人が、この高知に行つて聖書、即ち神はかたよるものに非ず、人間に差別をつけない、といふやうな教へを教へたのであります。そのために片岡謙吉などといふ立派なクリスチャンが出来ました。或は板垣先生等が出来た。板垣先生は『人の上に人なし、人の下に人なし』などといふことを言はれた方で、これはみな、神はかたよるものに非ずといふ聖書の精神に出

づるもので、この精神が自然福岡先生の心の裡に宿り、明治大帝の勅を奉じたるものと、私は信ずるのであります。さて話が十分横道に外れましたが、とに角私が、議会議に於て戦かつて、未成年者の禁酒・禁煙の法律をこしらへたのは、やはりアメリカにおいて学んだ結果なのであります。

私が大学時代に布哇(ハワイ)で安藤太郎先生が禁酒し

て信者になつたといふことを聞きました。アメリカに居た我々が斯の如き意思堅固な人々のため、その新聞記事のため非常に肩幅が広がつた。それですぐに、安藤先生に手紙を書いて、爾来懇意になつたのであります。この安藤先生の禁酒から我々が肩幅が広がつたことから考へても、濁りをつゝしむといふことは極めて大切であると思ふ、一人の力によつてその国が亡びもするし又興りもする。一八八五年にカリホルニアで支那人を拒絶する法律が出来た。これは支那四億の民の罪ではない。僅かに桑港(サンフランシスコ)に来て居る小数の支那人が、普通の人とは夜は休み、昼は働いて勉強したりするが、その反対で、昼は博奕を打ち夜は労働をするといふ風に、アメリカの風俗を害するから、向ふ十ヶ年間、カリホルニアへ上陸してはならんといふことを一八八五年に州法できめた。少数の人のために四億の民が辱かしめられるのみならず、その隣に居る日本人もアメリカから、決して良い評判は受けない。反対に一人でもこの安藤太郎氏のやうな人が出来たため遠くアメリカに居る我々の肩幅が広がつたのであります。次に、私がアメリカで感じたことで日本に帰国後尽力したことが、二つあります。

私はアメリカで、二十九歳になつてから小学校へ入つたが、月謝は一文も出さなくてもよかつた。日本に居た時分には月謝を出さないといふことはなかつたのが、アメリカでは出さないでも、学校へ行ける、それはアメリカは国民教育をやつてゐるからであります。そこで私は日本へ歸つて、明治二十三年、帝国議会の開けた年に第一に何をしたかといへば、小学校授業料全廃に関する請願を出しました。第一回の帝国議会には私は落選しました。私の母はなかなか活動家であつて、私が歸る前に、地方の有志家の依頼で、すでに運動もやつてゐたらしい。しかし第一回、第二回、第三回とも落選したが、落選してもしなくてもそんな事は別問題で、小学校の授業料を全廃しない以上その国は立派にならない、アメリカがあんなに立派になつたのは、ガーフィールドやリンコルンのやうな人が出たからで、それは小学校の授業料をとらないからである。金持の子供ばかり学校へ行つて、貧乏人の子供は学問も出来ないやうな国は亡びる。といふ信念から、私は小学校の授業料全廃の請願をした、これは請願で効力はありませんでしたが、貴族院の方は水戸の殿様、衆議院の方は片岡健吉君を煩はしてやりました。がしかし間もなく私自身が議員になりましたから、今度は法律にせねばならぬと、そこで小学校授業料全廃に関する建議案を通過せしめました。それが通過したから、今度は勢を得て小学校教育費国庫補助法案といふ法律案を出した。小学

校の教員の俸給は国庫が出さなければならん、大学校や専門学校は幾千萬人の内五百人とか、三百人とか小数の人が行くので、日本全国の子供の行くところではない。

全国民子弟の学ぶべき小学校費は国庫支弁で

やらなければならんと考へた次第であります。これが明治三十二年に通過したが、その時国庫から出た金がつた二百萬圓、だがこれが年々増しました。帝国議会が開かれた時分は、日本全国の予算が八千萬圓で、皇室の御費用二百萬圓、その他大臣の給料も、巡査の給料も、残らずで八千萬圓で事足りた。それが今日は十五億圓に上つて居ります。従つて小学校国庫補助の方も、始めはつた二百萬圓であつたものが、一千万圓になり、二千万圓になり、四千万圓になり、今日では八千五百萬圓といふことになつたのであります。この金は皆諸君の懐から出てゐる、出てゐるけれどもこれは即ち国のためである。日清戦争も、日露戦争も、小学校がなかつたならば矢張り支那やロシアのやうに負けたかも知れない。ロシアの方では日露戦争の時、兵士の内には、今自分が何処にゐるか、奉天にゐるのか、旅順にゐるのかさへ知らないものもあつた。大将の名前もわからん。甚しきに至つては誰と戦争をして居るのかわからんといふのもあつた。日本人はみな小学校を出てゐるから忠君愛国を知つてゐる。子供やお婆さん、お爺さんまでもステーションまで見送る、慰問袋を送る。これは何のためかといふと、教育のおかげで忠君愛国でなければならんといふことをよく知つてゐるからであります。明治三十一年までは月謝をとつてゐたから貧乏人の子供は学校へ行けなかつたが今日はアメリカのやうに誰でも小学校へ行ける。昔は金のある地方ばかり良くなつたが、今日では北海道でも、沖縄県でも、山梨県でも、鹿児島県でも八千五百萬圓を学齡児童の数によつて分配するのであるから、何処でも同じくよき教育を受けることが出来ることになつたのであります。これが即ち「かたよらぬ」といふことで、これは重大であります。議会で地租委譲といふ問題が起つた。地租委譲といふと、地租を国庫でとらないで各地方でとらせる。さうしてその地方々々で小学校教育に支給せんければならんといふので、それではその税の多い地方と少い地方で、大變の違が出来て来る、私は議会において、それに強く反対し政党より除名された一人である。キリスト教の言ふところの所謂愛、即ち神の愛といふものは、唯自分の子供、唯自分の親戚だけが良くなつたのではいけない。日本全国のものが良くならなければ、私の生命財産権利は保護されないといふことになるのでありまして、この地租委譲も大正十二三年頃、騒いだものですがこれを委譲して地方税にしてしまふといふのですから、なる程地方を助ける様で一応もつともであります、よく考へると、不公平を生ずる。例へば山国の山梨県とか鹿児島県とか北海道とかは、人口一人に就いて僅に二十錢、三十錢五十錢位の割合しか取れない。ところが之に反し、地租の多き県即ち滋賀県とか香川県などといふところは、一人に就いて三圓五六十錢受る所もあつて、さういふ所では立派な教員も雇へるが、鹿児島あたりでは五十圓の月給を二十五圓にも減らさなければならぬ、これでは神はかたよらず、といふ聖書の精神に違ふのみならず、明治大帝の五ヶ條の御誓文、廣く會議を興し萬機公論に決するといふ御

聖旨にも戻る。かく考へて政友会に居りながら私はたつた一人で反対したのであります。同案は幸ひに衆議院は通過したが貴族院で否決されました。またそのために私は政友会より除名されたのでありますが、これは善を知つて行はざるは罪なり、といふ言葉を聖書で読んでゐる私には、一向後悔でないのみならず、除名の結果落選しても満足して居る次第であります。



禁酒家庭の好模範——繁栄の根元翁の御一族

(人間は年の高下にかゝらず禁酒の家はいつも萬歳・根本翁作歌)

さてこの小学校教育費国庫補助法案が通つて、その後に未成年者禁煙法案と禁酒法案のためにつくしました。禁煙法の方は国民教育国庫補助法案通過の後で、一回で通過したが禁酒法の方はなかなか長くかゝつて通過した。即ち

未成年禁煙法は一年未成年禁酒法は二十三年

もかゝつたのだが、何故禁煙法は早くて禁酒法は手間どつたか、煙草は貧乏人が売つてゐるのだから反対者が少ない。しかし酒はさういかない、酒屋は金持だから反対者も多く、それも強かつた。

若しも私の子供が酒を飲み、煙草をのんで、不都合のことがあつたならば、納税者に対し相すみませう。そんな子供には、私が年百年中、巡査に頼んで取締つて貰ふより仕方がない。それではいけないといふので、それ故未成年者禁酒法案、未成年者禁煙法案といふものを出したのであります。

だから、どんな強い反対があらうとも、私はこの二つの法案通過のために戦つたのであります。幸に、今や両案とも通過して、それぞれ実績をあげて居ることは、実に悦ばしいことであります。殊に最近は、一步すすんで禁酒村、禁酒汽船、禁酒炭坑、禁酒工場、などが続々出来、我が大日本帝国が禁酒国になる日の、近き将来であるこ

とが予想されるに至つたことについては、私は、いま八十一年を回顧して感慨無量なるものがあります。

どうか皆さんを始め、全国の同志とともに、一層の奮闘をして、この両法律の徹底を期し、一日も早く禁酒国達成の目的を貫徹せんことを切望して、私の話を終ります。

(昭和六年十月二十五日銀座教会にて東京禁酒會例會に於ける講演速記)

ご意見・ご感想をお待ちしています。こちらへどうぞ！

E-mail 

[ホームに戻る](#)

[禁酒會の歴史](#) [禁酒會の活動](#) [禁酒會の未来](#)

根本正の生き方に学ぶ

茨城県議会議員 遠藤 実



昨年、私が会員として入会している「瓜連・歴史を学ぶ会」から『何か歴史に関する講話をしていただけませんか?』というお誘いをいただきました。私が一体何をお話し出来るか迷いましたが、『ここは根本正先生のPRをするには絶好の機会!』と捉え、お受けすることにしました。

根本正顕彰会の会報をはじめ様々な文献がありますが、限られた時間の中で根本正先生の人となりをご功績を紹介するのに選んだ本は「根本正生誕150周年記念 根本正物語」でした。その理由は、これが、私の父・故遠藤和男が編集委員として大いに尽力した漫画本であり、当時父がこのために奔走していたことをよく覚えていたからです。

準備して迎えた当日、私は約40名の会員の皆様にお話しさせていただきました。まずは、私と根本正との出会い。それは、当時、顕彰会の副会長だった父の影響が大きかったこと。そして那珂市議として一般質問で『根本正の考え方を今の学校教育に活かすべ

き』と訴えたこと。そしてその結果、現在、那珂市の教育方針の柱に根本正先生の考え方が位置付けられていること、などをお話しました。

次に、この漫画本をもとに、根本正先生の人生とご功績についてお伝えしました。これはすでに顕彰会の会員の皆様はよくご存じのことですから詳細は省きますが「根本正先生が政治家になるまで」「代議士としての地域への功績（水郡線敷設・那珂湊港開設・利根川治水など）」「代議士として全国的な功績（義務教育の無償化・未成年者禁煙禁酒法）」についてでした。



根本正顕彰碑除幕式

最後に、根本正先生の考え方を現代の教育に活かす実例として、「学校教育への活用（那珂市の教育目標を支える基本理念として位置付け）」「薬物乱用防止教育への活用（「ダメ。ゼッタイ」運動の象徴として、禁煙禁酒法を制定させた考え方を活かす）」の考え方を

を訴えました。

今回、聴いていただいた皆様からは「根本正先生の考え方とご功績がよくわかった」との声をいただき、大変嬉しかったです。と同時に、『あれだけ根本正先生の顕彰のために粉骨砕身動いていた父に、少しでも近づけたかなあ・・・』と感無量でした。この講話は、改めて様々なことを発見することが出来た、大変貴重な機会となりました。

末筆ながら、改めてこの講話の機会をいただいた「瓜連・歴史を学ぶ会」の皆様にご挨拶を申し上げます。

（本会会員）



根本正 顕彰会

「根本正の生き方に学ぶ」（話：遠藤実）

○ 講演のアウトライン

1. 根本正との出会い（父の活動・市議会での提言）
2. 根本正の人生・功績
3. 根本正の生き方・考え方を現代の学校教育に活かす

○各章の詳細

1. 根本正との出会い

- (1) 私の父が「根本正顕彰会」の副会長として活動していた
 - ・私も顕彰会の会員だったが、当時はあまり根本正についてそれほど関心がなかった。これに関しては父にお任せしていたという感が強い。
- (2) 那珂市議会で議員として一般質問で根本正について取り上げた
 - ・父が亡くなったあと、根本正について関心がわいてきた。そして、根本正がいかに素晴らしい政治家か、改めて知ることとなった。
 - ・根本正の、青少年育成にかける想いを知るにつれ、この想いは根本正が活躍していた当時のみならず、現代に生きる私たち、そしてこれからの社会を創る子ども達にもぜひ伝えていくべきと考えるようになり、その旨、那珂市議会で一般質問。
- (3) 那珂市として、根本正の考え方を学校教育に活かすことを決定してもらう
 - ・一般質問の答弁調整において、市教育部課長から、その考え方に大いに賛同していただき、今後の学校教育方針に根本正の考え方を導入していただく。

2. 根本正の人生・功績

- (1) 根本正が政治家になるまで
 - ・苦学して渡米し、アメリカで教育の重要性を知る。
- (2) 代議士として地域への功績「水郡線の敷設」「那珂湊港の開設」「利根川の治水」等
 - ・身近な地域への貢献施策（別途資料を用意）。
- (3) 代議士として全国的な功績「義務教育の無償化」「未成年者禁煙禁酒法」
 - ・全国的に子ども達への貢献施策（別途資料を用意）。

3. 根本正の生き方・考え方を現代の教育に活かす

(1) 学校教育への活用

- ・「那珂市の教育目標を支える基本理念」として、根本正の生き方を位置付け
- ・「那珂市道徳郷土資料集 ひまわり」に根本正の生き方を掲載

(2) 薬物乱用防止教育への活用

- ・「ダメ。ゼッタイ」運動の象徴として、禁煙禁酒法を制定させた根本正を活かす

根本 正

青少年の健全育成につとめた政治家 那珂市



〔根本正の生涯〕より転載

嘉永4年(1851) - 昭和8年(1933)。那珂郡東木倉村〔那珂市〕生まれ。はじめは水戸藩の役人だったが、明治4年(1871)に上京し、人力車夫をしながら勉学に励む。その後、ヨーロッパの文化に影響を受け、新しい知識を得るためアメリカに渡り、小学校・中学校を経て、バーモント州立大学を卒業。在学中にキリスト教の実態に触れ、合理主義・独立不撓の精神を身につける。明治23年(1890)、政治家を志して帰国し、衆議院議員に二度立候補したが落選。三度目の挑戦で当選し、国民教育授業料全廃の建議、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、水郡線鉄道建設に関する建議などを成立させ、その政治家としての業績は高く評価されている。

根本正は、那珂郡東木倉村〔那珂市〕に生まれました。祖父は庄屋<村長>を務め、学問にも優れた能力を発揮した人で、正は7,8歳のころからこの祖父に読み書きの手ほどきを受けました。

13歳の時に水戸に出て、『大日本史』の編さんにあっていた彰考館総裁・豊田天功のもとで働きながら、一生懸命勉強しました。その後、水戸藩の下級役人となった正は、パリ万博に出席した徳川昭武(水戸藩第11代藩主)の家来が持ち帰った時計とマッチを見て、たいへん驚きました。

(よほど頭のいい人がつくったにちがいない。横文字を書く人たちだ。これからは横文字の勉強をしなければいけない。こんなすばらしい国に行ってみよう)

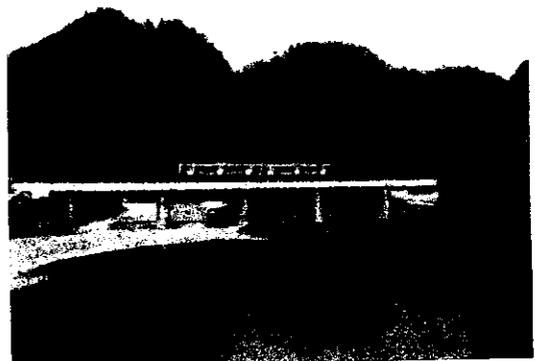
と、正は決意します。16歳の時のことです。

明治となり、正は20歳になると、役人をやめ、勉強のために東京に行きます。しかし、東京に行くことを実家には知らせていなかったため、生活はたいへんでした。自炊しながら昼は勉学、夜は人力車夫となって働きました。

このころ正は、明治4年(1871)に刊行された『西国立志編』という書物を読み、感動します。西洋で努力して立派な人になり、社会のために尽くした人々の伝記です。

「努力すれば、報われる。」この言葉に正は勇気づけられました。その後、正は警察官となり、外国郵便制度ができると、外国郵便を扱う郵便局に雇われ、神戸と横浜で働き、多くの外国人と接し英語力を高めるとともに外国事情を勉強しました。

正が28歳の時、同じ職場にいたアメリカ人の紹介で、いよいよアメリカに渡ることが



JR水郡線 (JR東日本水戸支社提供)

できました。正はアメリカでも働きながら勉強し、小学校に入学します。その後、中学校、大学と進学しました。大学を卒業した後、イギリス・ドイツ・フランス・イタリアを視察し、帰国しました。この時、正は39歳でした。アメリカでは、①神はかたよらず、②受けるよりは与えること幸なり、③善を知って行わざるは罪なり、④貧は富を作る、の4つのことを教わります。この精神は、その後の政治生活、日常生活の中に生き続けました。

帰国した正は、すぐに政治活動を始めます。国会議員になろうと二度選挙に立候補しますが、当選できません。それでも正はあきらめずに挑戦します。そして、ついに明治31年(1898)の選挙で初当選を果します。47歳になっていました。

(子どもは国の父母である。未来を担う子どもたちを健康に育てるのは大人と国の責任である。)

こう主張する正は、青少年の育成に取り組みます。まず、明治32年(1899)に小学校の授業料を全廃させることに成功します。次に同じ年に未成年者喫煙禁止法を成立させます。続いて、翌年には未成年者飲酒禁止法を提案しますが、反対が多く、なかなか成立しませんでした。正はあきらめずに粘り強く説得し、22年の年月をかけてこの法律を成立させます。また、茨城県の北部地方の人々のために水郡線の敷設にも力を尽くします。

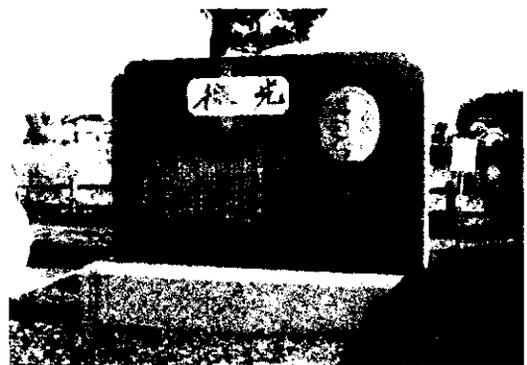
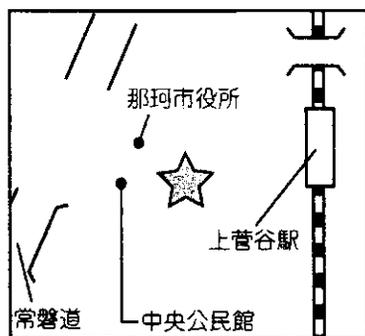
その後、大正13年(1924)の選挙で、わずかな差で落選すると、政界を引退し、残念ながら水郡線の全線開通を見ることなく、生涯を閉じることになりました。

ゆがりのスポットに行ってみよう

根本正顕彰碑

所在地 那珂市福田4515(那珂市中央公民館の向かい)

内容 根本正の業績を称えるために平成13年(2001)に建てられました。



おもな 参考文献

『郷土史にかがやく人びと』(青少年育成茨城県民会議・1971)

『根本正伝』(根本正顕彰会・2001)

未成年者飲酒禁止法

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』



この記事は特に記述がない限り、日本国内の法令について解説しています。また最新の法令改正を反映していない場合があります。ご自身が現実に遭遇した事件については法律関連の専門家にご相談ください。免責事項もお読みください。

未成年者飲酒禁止法（みせいねんしゃいんしゅきんしほう）は、満20歳未満の者（以下「未成年者」という。）の飲酒の禁止に関する日本の法律である。法令番号は大正11年法律第20号、1922年（大正11年）3月30日に公布された。

2022年4月1日の民法改正施行（成年年齢の満18歳への引き下げ）以降は、「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニシテスル法律」に改名され、対象も第1条第2項と第3条第2項を除き全て「満二十年ニ至ラサル者」から「二十歳未満ノ者」に改正される。年齢のとなえ方に関する法律により満年齢が適用され、実質的範囲は現行のままである^[1]。

^[1] *改正民法*

未成年者飲酒禁止法



日本の法令

通称・略称	未飲法
法令番号	大正11年法律第20号
種類	行政手続法
効力	現行法
主な内容	未成年者に対する飲酒禁止
関連法令	未成年者喫煙禁止法、酒税法
条文リンク	e-Gov法令検索 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=211AC0000000020)

 [ウィキソース原文](#)

目次

概説

内容

罰則

年齢確認

法令外の処分

脚注

関連項目

外部リンク

概説

未成年者の飲酒を禁止する（第1条）。また親権者やその他の監督者、酒を販売・供与した営業者について罰則を定める。

1922年（大正11年）3月30日に公布され、1947年（昭和22年）5月3日の日本国憲法施行に合わせて改正された後、「未成年者」の飲酒は、喫煙と並んで、青少年の非行の温床になるという懸念を背景に、その取締りを強化するため1999年（平成11年）、2000年（平成12年）、2001年（平成13年）に相次いで改正された。

内容

■ 1条

1. 満20歳未満の者の飲酒を禁止する（1項）。
2. 未成年者の親権者や監督代行者に対して、未成年者の飲酒を知った場合に、これを制止する義務を規定する（2項）。
3. 酒類を販売する営業者（酒屋、コンビニエンスストアなど）または供与する営業者（飲食店、居酒屋、スナックなど）が、満20歳未満の者に対して、飲酒することを知りながら、酒類を販売または供与することを禁止する（3項）。
4. 酒類を販売する営業者または酒類を供与する営業者に対して、満20歳未満の者の飲酒を防止するための、年齢確認その他必要な措置をとるものとされる（4項）。

■ 2条

- 満20歳未満の者が、飲用のために所有・所持する酒類およびその器具について、没収・廃棄などの必要な処置が、行政処分として行われるとしている（後述）。

■ 3条

1. 満20歳未満の者自身が飲酒することを知りながら、酒類を販売・供与した営業者に対して、50万円以下の罰金を科す（1項）。
2. 未成年者の飲酒を知って制止しなかった親権者や監督代行者に対して、科料を科す（2項）。

■ 4条

- 酒類を満20歳未満の者に販売・供与した法人の代表者または法人もしくは自然人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または自然人の業務に関して前条第1項の違反行為をしたときは、違反行為者を罰するに止まらず、その法人または人に対し同項の刑が科される（両罰規定）。

罰則

本法は、満20歳未満の者の飲酒を禁止し、満20歳未満の者自身の飲用目的での販売・供与を禁止しているだけであり、満20歳未満の者が酒類を所有・所持することは禁止していない。違反行為をした満20歳未満の者本人を処罰する規定が無いので、満20歳未満の者本人に対し刑事処分または少年法による刑事処分相当処分がなされる事はない。しかし、保護者の制止を無視して飲酒を繰り返すなどの場合、少年法第3条第1項第3号イの「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。」に該当し、家庭裁判所の審判により保護処分も可能である。

未成年者の飲酒を知りつつも制止しなかった親権者やその他の監督者は、科料に処せられる^[2]。しかしながら、保護者等による制止を振り切り、または無視して飲酒した場合も、その前段階の過程が証明できないことが多く、実際には保護者等が制止したにも拘らず、「未成年者が飲酒すると知っていて制止しなかった」として扱われることもある。

満20歳未満の者の飲酒を知りつつ、酒類を販売・供与した営業者とその関係人は、50万円以下の罰金に処せられる。また、罰金の刑に処された営業者などは酒税法の「酒類販売業免許の取消要件」に該当することになる。

未成年者喫煙禁止法

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』



この記事は特に記述がない限り、日本国内の法令について解説しています。また最新の法令改正を反映していない場合があります。**ご自身が現実に関連した事件については法律関連の専門家にご相談ください。免責事項もお読みください。**

未成年者喫煙禁止法（みせいねんしゃきつえんきんしほう）は、満20歳未満の者の喫煙の禁止を目的とする日本の法律である。法令番号は明治33年法律第33号、1900年（明治33年）3月7日に公布、1900年（明治33年）4月1日施行。

2022年4月1日の民法改正施行（成年年齢の満18歳への引き下げ）以降は、「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニスル法律」に改名され、対象も第3条を除き全て「満二十年ニ至ラサル者」から「二十歳未満ノ者」に改正される。年齢のとなえ方に関する法律により満年齢が適用され、実質的範囲は現行のままである^[1]。

本項目では全て満年齢で記述する。

目次

来歴

条文

罰則

所轄

業界の対応

法律の不備・不足の指摘

その他

法令外の処分

脚注

関連項目

来歴

1899年（明治32年）12月、根本正ほか4名は「幼者喫煙禁止法案」を衆議院に提出した。法案は4つの条文と附則からなっており、第1条は「十八歳未満ノ幼者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス」と規定していた。委員会審議 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784070/214>)^[2]を経て、法案は衆議院

未成年者喫煙禁止法



日本の法令

通称・略称	未喫法
法令番号	明治33年法律第33号
種類	行政手続法
効力	現行法
主な内容	20歳未満の者に対する喫煙禁止
関連法令	未成年者飲酒禁止法、たばこ事業法
条文リンク	未成年者喫煙禁止法 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=133AC0000000033) - e-Gov法令検索

ウィキソース原文

の段階で修正が行われ、「十八歳未満ノ幼者」が「未成年者」（提出・制定当時は20歳未満）と改められ、法案の名称も「未成年者喫煙禁止法」となり、1900年（明治33年）に制定された。

法律の条文で年齢を定めているので、民法の成年年齢に依存しない独立規定となっている。1947年（昭和22年）5月3日の日本国憲法施行に合わせた民法改正に伴い、第1条の「未成年者」が「満二十年ニ至ラサル者」と改められた。その後は、長らく改正がなかったが、未成年者の喫煙は飲酒と並び、青少年の非行の温床になるという懸念などを背景に、取締りを強化することを目的に、未成年者飲酒禁止法と共に2000年（平成12年）、2001年（平成13年）に、相次いで改正された。

2000年（平成12年）に制定された「未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律」（平成12年法律第134号）では、罰金の最高額が50万円に引き上げられ、対象が販売行為者のみから、経営者・経営法人・役員・従業員などへと拡大され、さらに、販売者は20歳未満の者の喫煙の防止に資するために、年齢の確認その他必要な措置を講じるものとなった。

条文

この法律は、20歳未満の者の喫煙を禁止し（1条）、親権者やその他の監督者、煙草を販売した者に罰則を科すことを定めている。

第1条

20歳未満の者の喫煙を禁止している。

第2条

20歳未満の者が第1項に違反した場合、喫煙のために所持する煙草およびその器具について、行政処分としての没収が行われる。

第3条

未成年者の喫煙を知りつつも制止しなかった親権者やその代わりの監督者は、科料に処せられる。

第4条

煙草又は器具の販売者は20歳未満の者の喫煙の防止に資するために年齢の確認その他必要な措置を講ずるものとする。努力義務規定である。

第5条

20歳未満の者が自ら喫煙することを知りながらたばこや器具を販売した者は、50万円以下の罰金に処せられる。

第6条

法人の代表者や営業者の代理人、使用人その他の従業者が、法人ないし営業者の業務に関して前条（第5条）の違反行為をした場合には、行為者とともに法人ないし営業者を前条と同様に罰する（両罰規定）。

罰則

未成年者の喫煙を知りつつそれを制止しなかった親権者やその他の監督者は、科料に処せられる。

20歳未満の者の喫煙を知りつつ、煙草又は器具を販売・供与した営業者とその関係人、法人は、50万円以下の罰金に処せられる。

2022年4月1日以降は民法改正により親権等に服する未成年者は原則として18歳未満となるが、改正後も当法律は20歳未満の喫煙者を取り締まる法律として適応される。

根本正

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

この記事には参考文献や外部リンクの一覧が含まれていますが、**脚注による参照が不十分であるため、情報源が依然不明確です**。適切な位置に脚注を追加して、記事の信頼性向上にご協力ください。(2016年9月)

根本正（ねもとしょう、1851年10月25日（嘉永4年10月1日） - 1933年（昭和8年）1月5日）は、幕末の水戸藩士、明治・天正時代の衆議院議員。帝国教育会東京府会員、殖民協会幹事などを歴任し、1898年（明治31年）第5回総選挙以降、連続当選10回。未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法を提唱し、国民教育授業料全廃の建議、水郡線鉄道建設に関する建議等と共に成立させた^[1]。



根本正

目次

経歴

栄典

著作等

脚注

参考文献

関連項目

外部リンク

経歴

常陸国那珂郡東木倉村（現・茨城県那珂市）の村役人の家に生まれ、祖父・半次衛門に読み書きを習い、1860年（万延元年）には神職・佐川伊予之介の塾に入って漢籍を学ぶ。1863年（文久3年）、親族の彰考館総裁・豊田天功の門人となって水戸学を学び、翌1864年（元治元年）の天功死後にはその息子・小太郎に仕えた。1867年（慶応3年）、水戸藩南御郡方役人となる。改革派（天狗党）と保守派（諸生党）の藩内抗争で小太郎が暗殺されると職を失い、東京に出て藤田東湖の嫡男・藤田健の長屋に身を寄せ、箕作秋坪、中村敬宇（同人社）に学び、警視庁羅卒を務める。

1874年（明治7年）神戸の駅逦寮外国郵便局に赴任し、慶應義塾の分校「京都慶應義塾（宇治義塾）」で学び、1877年（明治10年）にヘボン塾に入門。1879年（明治12年）に渡米しバーモント大学を1889年（明治22年）に卒業。1890年（明治23年）、愛国公党に入党。東京禁酒会を創立し副会長、次いで榎本武揚が創設した殖民協会の幹事に就任。1893年（明治26年）、外務省と農商務省から殖民協会の幹事根本に海外移住地調査と商工視察とを命じられ、1894年（明治27年）7月から翌1895年（明治28年）3月まで、メキシコ・ブラジル・中央アメリカ・インドへ出張し復命報告した。

1898年（明治31年）3月、第5回衆議院議員総選挙に自由党から立候補し、立候補3回目で初当選。以後憲政党、立憲政友会などを経て、「中南米移民の促進」、「国語調査会の設置」、「商科大学（現・一橋大学）の設置」、「ローマ字調査審議会の設置」、「国民教育授業料の全廃」といった教育事業や、茨城県の行政など、多種多様な事業に関わる。地盤とする久慈郡を通過する鉄道省水郡線の建設に当たっては、福島県側から運動を起こした白石義郎と呼応して建設促進運動を行い、1912年（明治45年）3月6日の第28回帝国議会において建設の建議が衆議院を通過した^[2]。これを顕彰して大子町の十二所神社に胸像が建てられたが、第二次世界大戦中の金属回収で供出され、第二次世界大戦後に常陸大子駅前広場内に再建されている^[3]。1920年（大正9年）5月の第14回総選挙まで連続10回の当選を果たしたが、1924年（大正13年）5月、第15回総選挙で落選し政界を引退した。

栄典

- 1921年（大正10年）7月1日 - 第一回国勢調査記念章^[4]

著作等

- 演説「一女数男 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798984/56>)」、安枝武雄編『廃娼同盟会演説集 正義の反響 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40031727)』廃娼雑誌社、1890年（明治23年）8月、所収。
- 根本正訳『米国地方制度 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40024366)』博聞社、1892年（明治25年）2月
- 根本正編『ウヰスト嬢小伝及禁酒演説集 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=41019475)』根本正、1892年（明治25年）9月
- 根本正著『フレデリック・ビリングス伝 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40019336)』根本正、1895年（明治28年）5月
- 根本正著『公平選挙法 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40023686)』根本正、1896年（明治29年）6月
- 『南米伯刺西爾・中米ニ加拉瓦・瓦地馬拉・西印度ゴアデロブ探検報告 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40010794)』外務省通商局、1895年5月。（同年3月付外務次官林董宛根本正探検復命書）。外務省ホームページに簡単な解説 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/j_latin_2005/2-2.html)がある。第2編第13章 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/767395/102>)にニカラグア運河計画についての記述がある。
- 根本正著『第十二議会報告書 附・合同理由 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40020569)』根本正、1898年（明治31年）6月
- 根本正著『第十四回帝国議会報告 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40020566)』根本正、1900年（明治33年）4月
- 根本正著『第十五回帝国議会報告 (https://iss.ndl.go.jp/api/openurl?ndl_jpno=40020565)』根本正、1901年（明治34年）4月

脚注

1. ^ “根本正 (<http://www.bunkajoho.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2018/10/senjin30.pdf>) (PDF)”. いばらき文化情報ネット. 茨城県. 2019年12月3日閲覧。

根本正の教育思想とその実現

— 青少年の健全育成と教育の充実 —

今の私たちには当たり前な、歴史の始まりをご紹介します。

根本正の教育思想

人は教育の力によりて初めて人間となるものなり。
而して小学教育は教育の初歩なり。

小学校教育は実に「人智開発の第一機関」国民の
総てが一度は必ず通行すべき公道である。この公道
を通過しなければ「終生無知の不具者」となる。



然し貧困の為、教育の必要は知りつつも「衣食常に足らざるが為に
其最愛の子弟をして就学せしむること能はざる者」がいるので、全国
の児童にすべて初等教育を授け、「家に不学の児なく、国に不学の民な
からしめんと欲せば、少なくとも小学校の授業料丈は之を全廃せざる
可らず。

就学生より授業料をとるのは、公道通過の旅人に関税を課すのと同じだ。

「人智の平均を図る」ため、富者だけでなく貧者も通すことだ。・・・

嘉永4年(1851)10月7日那珂川向こうに水戸の町並みが見える東木倉の庄屋の家で次男として生まれる。13才の春、水戸へ出て勉強することにした。

父の従兄弟で同じく庄屋の子として生まれ『大日本史』を編さんする水戸彰考館総裁となった豊田天功の家僕となる。

ここで、水戸藩第2代藩主徳川光圀の精神を知る



「義公御壁書き」

- 苦はたのしみの種、楽は苦のたねと知るべし
- 主人と親は無理なるもの（従わねばならない）と思へ、
下人は足らぬもの（物わかりが悪い）と知るべし
- 子ほど（子が親を慕うように）親を思へ、子なきものは身に
比べる（自分を他と比較し反省する）ちかき手本を知るべし
- おきてに怖ぢよ（十分注意せよ）、火におぢよ、分別なきもの
におぢよ（十分注意せよ）恩を忘るる事なかれ
- 慾と色と酒とをかたきと知るべし
- 朝寝すべからず、嘸の長座（長い無駄話）すべからず
- 小なる事は分別せよ、大なる事は驚くべからず
- 九分はたらず、十分はこぼると知るべし（常に最高を目指し
て努力せよ。しかし、これで達成したと満足してはならない）
- 分別は堪忍あるべしと知るべし（大事な事は人を許す広い心を持つこと）

嘉永6年6月 アメリカのペリー率いる黒船が来航

「日米和親条約」を結び開国

4年後 幕府は天皇の勅許（許可）を得ず

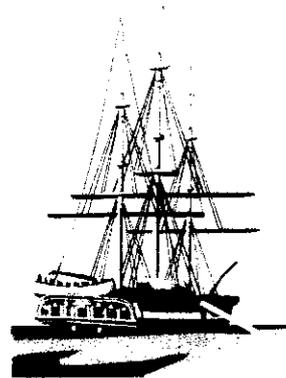
アメリカ総領事ハリスと「日米修好通商条約」を結ぶ。

前水戸藩主の徳川齊昭は就任早々の大老井伊直弼が勅許を得ず「日米修好通商条約」を結んだとして、許可なく登城しこれを詰問した。齊昭が処分を受ける。

さらに、同年8月朝廷より水戸藩へ密勅（内々の命）が下り幕府が窮地に追い込まれる。井伊大老は齊昭の指示によるものと判断し、齊昭に厳しい処分を科した。

万延元年（1860）の水戸浪士らによる桜田門外の変に発展した。

元治元年（1864）には水戸藩を2分する藩内抗争が起こる。



パリ万博の土産品である時計とマッチを見せられて西洋文明に驚き、西洋の学問を学ぼうと決心し、明治4年、19才で上京し、箕作秋坪の塾や中村正直の「同人社」に通った。

「西国立志伝」・・・西洋の努力して偉くなった人たちの事を知る

キリスト教・・・神の下での平等 博愛

中村正直の世界感

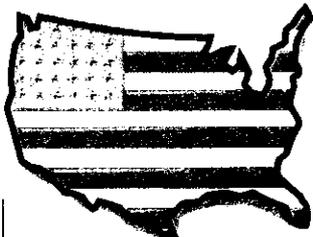
各国が、武力を使わずに、弱者や貧富などの差を超えて互いに尊重しながら、学問や文化の交流に務め、福祉の向上に努めることを訴え、日本が平和的な先進国になることを願った。

アメリカに行きたい！

…そうだ、外国郵便局が出来るそうじゃないか。そこで働けば、外国へ行くための何か手掛りが出来るかもしれないぞ。

横浜郵便局勤務になり、ヘボン塾へ通う

キリスト教への理解を更に深め受洗



留学は、南北戦争が終わって14年後の1879年～89年まで、戦争の後遺症を残しながらも北部を中心に商工業が大きく発展を遂げつつある時代だった。

すでに、大陸横断鉄道も開通し、サンフランシスコなどの都市も発展していた。神への信仰よりもお金の力が強まり、貧富の格差が広まり、酒飲みと暴力と犯罪が増えたが、活気あふれる合衆国へ多くの国から移民が流入した。

アメリカでの体験

27才の正は横浜郵便局員のファーの紹介で渡米した。訪問先のバラストー氏の屋敷で雇われ働きながら、オークランド市の小学校1年生に入学した。



自分のような大人の外国人でも授業料なしで学べる！

先進国の力の源が神の下での平等による無料の教育にあることを痛感し、その素晴らしさを味わった。

根本正が青少年期に体験したことやアメリカ留学での見聞が生きている

授業料全廃は国家の義務

◎国が栄えるには不学の民をなくすことである。

禁酒禁煙は国庫補助を受ける青少年の義務

◎未成年者飲酒禁止法

酒の弊害と禁酒運動を知る。

◎未成年者喫煙禁止法

喫煙は神経を麻痺し知覚を遅鈍にさせる。

幼少期にこれを吸えば、日本国民の元気を消失させることになる。

他にも・・・

国字国語改良策の提言、商科大学（現：一橋大学）設立案

100年前、根本正は、すべての人が大切にされ、平等に扱われる社会になるには、子どもが皆学校へ行けるようにするのが第一と考え、義務教育の授業料を無料にさせました。

しかし、苦勞を重ね、社会の裏も表も、人のつらさ、悲しさもよく知っていた彼は、どんなに努力しても不幸になる人がたくさんいることをよく知っていました。

この人たちを支えていくのが国であり、政治家の務めであると考え、このような人たちのために努力したのです。

ばら野学園「小中一貫教育発表会」が開催されました

令和4年3月7日(月)、午後、那珂第一中学校をメインとして開催され、オンライン方式で五台小学校・菅谷西小学校にも発信された。コロナウィルス蔓延予防対策の結果である。

この教育は、「郷土の先人 根本正の生き方を基盤として」の方針のもと、根本正から受ける「感性」「主体性」「忍耐強さ」「感謝」「思いやり」のそれぞれを、日常生活の中で意識しつつ学業に励むことを目標とされている。

7年生の企業体験発表は、根本正の精神の中で日常生活に取り組みめるものは何かの視点が置かれていた。あるグループは、「生活の中に笑顔を届けることのできる作品を生み出していこう」をテーマとした。その結果はエコマスク、エコバック、アロマジェルなどを生み出し、五台ふれあい祭りに出店して好評を博した。

8年生の職場体験発表では、「様々な体験から根本正の生き方について深く考える」のテーマを掲げて、FM大子や常陸海浜公園に臨んだ。理解されるやさしい原稿作成は聴き手への「思いやり」に、また聴いて下さる方への「感謝」へと結ばれ、海浜公園では広大な園内に花の苗を植え継ぎ美化に努める「忍耐強さ」が意識された。

それぞれに大きな成果を上げて、間もなく卒業する9年生への感謝や、小学生への「やがては自分たちも」との憧れ・勇気など「感性」に訴えることができたようでした。

最後に、当根本正顕彰会の増子輝雄会長が、生徒たちが、根本正の生き方を基調とした素晴らしくまとまった発表を称え、気迫のこもった激励のあいさつを贈って幕となった。この生徒たちの前途に期待したい。

職場体験で学んだこと ～様々な体験から根本正の生き方について深く考える～

「職場体験」を発表する
8年生のみなさん



下段写真

左、「講評：あいさつ」をする
増子会長



右、
映像で発信される増子会長



「郷土の先人 根本 正の生き方」を基盤として

感性

見たり聞いたりしたりしたものから喜びや感動、驚きを見出す感性を持つ

思いやり

周りの人々に対して優しく温かい眼差しを送り、人々の喜びを共有する姿

主体性

自分の知りたいこと、やってみたいことに、主体的に関わり、臆せず挑戦しようとする姿



感謝

自分を支えてくれている周りの人達へ、感謝の気持ちを持って関わろうとする姿

忍耐強さ

自分の夢や目標の実現に向け、困難に負けずに 忍耐強く努力し続ける姿

編集後記

新型コロナウイルスの影響もあり、国産酪農家の牛乳が過剰生産になり一部廃棄処分になる記事が出ていた。これはリモート授業による学校での需要が落ち込んだ事が、大きな要因の一つであった。

戦後脱脂粉乳で育った世代では、誠にもったいない思いである。

昭和の義務教育時代に当時の教師より常陸太田地区でも黒澤酉蔵と言う偉い先人がいた話を聞いたことを思い出し調べてみることにしました。

明治18年（1885年）に世矢村（現常陸太田市小目町）に誕生した先人でした。地元の貧しい生活に見切りをつけて20歳のころに単身で北海道にわたりました。奮闘努力の末に酪農家として身を立て北海道製酪農販売組合を設立しました。後の雪印メグミルクであり創設者で、北海道酪農の父と言われた偉人でした。（茨城新聞のコラム記事に過去に掲載）

根本正元衆議員もほぼ同世代（30年余年代差有り）に活躍され水郡線生みの親未成年者禁酒・禁煙法の父と言われ、崇高な精神でその偉業を証明された事実をさらに広く、後世に伝えることを願っております。

尚、常陸太田市北部地区（甲美）は現在でも酪農が盛んな地域です。

しかしながら2017年に地元の学校の給食センターが少子化で廃止となり替って地元牛乳を利用した。製造工場になりました。

ヨーグルト・ジェラート・チーズ等を地元道の駅にて、限定販売しています。

勝山 昇